

令和元年6月17日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15H03287

研究課題名（和文）18世紀英国における当事者対抗主義に関する分野横断的研究：党派の言説の構造と影響

研究課題名（英文）An Interdisciplinary Research on the Adversarial System in Eighteenth-Century England: The Structure and Influence of Factional Discourse

研究代表者

井上 和治（Inoue, Kazuharu）

東北大学・法学研究科・准教授

研究者番号：20345250

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、18世紀のイングランドにおける「当事者対抗主義」（adversarial system）ないしは対抗的な言説（ある特定の論点につき提起される二項対立的な議論）の在り方全般につき、当時の社会全体に通底していた激しい党派対立を念頭に置きつつ、実定法学、法制史学、政治思想史、経済思想史、哲学、文学の観点から詳細な分析・検討を加え、その構造を明らかにするものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

伝統的に英米型の刑事裁判の特徴とされる「当事者対抗主義」（adversarial system）の生成・発展は、18世紀のイングランドにおける政治的なレベルの党派対立と密接に関連しており、この点は、刑事手続の一種である議会の弾劾手続において、とりわけ顕著に観察される。党派の言説の構造と影響は、法、政治、経済、哲学、文学といった様々な領域に共通して（現代よりもいっそう顕著に）見出されるものであり、同時代の社会全般を分析する際の不可欠の視点であることが確認された。

研究成果の概要（英文）：Keeping in view the factionalism underling the contemporary society as a whole, this research explores the structure of the "adversarial system" or "adversarial discourse" in general in eighteenth-century England from various perspectives: histories of law, political thought, economic thought, philosophy, and literature.

研究分野：刑事法学

キーワード：当事者対抗主義 刑事裁判 党派対立 弾劾手続

1. 研究開始当初の背景

本研究の研究代表者及び分担者の専攻分野は、実定法学、法制史学、政治思想史、経済思想史、文学、哲学と多岐にわたるが、いずれの者も、以前から18世紀イングランドに関連する研究に従事してきた点において、共通の問題関心を有する。

近年、英米において、従来はアクセスが困難であった紙媒体の1次史料が次々とフル・テキスト・データベース化され、世界中の大学に導入されるようになってきている。本研究との関係では、18世紀イングランドに関する各種の膨大な1次史料を収録したCengage Learning社のEighteenth Century Collections Online(以下、「ECCO」と略記)が最も重要なデータベースである。研究代表者及び分担者(本研究の開始当初は全員が東北大学に所属していた)の各々にとって、ECCOを利用した研究の必要性が高まってきたことを受け、協議のうえ、科学研究費によりECCOを購入し、東北大学に導入するための計画が立てられた。

このような背景のもと、本研究は、とりわけ研究代表者の専門分野(刑事訴訟法)を中心に据えるかたちで、18世紀イングランドにおける当事者対抗型の刑事司法手続につき、詳細な検討を加えることを目的として開始された。もとより、前記のとおり、研究分担者の専攻分野は多岐にわたるため、各々の研究分担者においては、必ずしも刑事司法手続に限定されることなく、各々の専門分野に従い、政治、経済、哲学、文学等における(18世紀イングランドの顕著な特徴をなす)党派的な言説の在り方全般につき、検討を加えるべきことが計画された。

2. 研究の目的

本研究は、18世紀のイングランドにおける当事者対抗型の刑事司法手続の在り方につき、実定法学・法制史学のみならず、隣接する人文学・社会科学と協働しながら分野横断的に解明することを目的とする。また、前記のとおり(「1. 研究開始当初の背景」)、必ずしも検討対象を刑事司法手続のみに限定せず、(同時代のイングランドの顕著な特徴をなす)党派的な言説の在り方全般を分析・検討することも目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、ECCO等に収録されている各種の1次史料(議会資料や裁判資料等の公的・準公的文書、同時代の法律家、政治家、思想家等による著作の原典、同時代の雑誌等の定期刊行物やパンフレット類等)とともに、補助的・副次的に、18世紀以降(現在に至るまで)に刊行された各種の2次史料(18世紀イングランドに関連する各種の文献)を分析・検討する手法を採用する。

4. 研究成果

本研究の成果の詳細は、各年度の「研究実績報告書」に記載したとおりであるが、後記のとおり(「5. 主な発表論文等」)、学会発表計29件、雑誌論文計23件、図書計8件に結実している。それらの学問的な意義の概要は、下記のように整理される。

(1) まず、研究代表者・井上は、その専門分野(実定法学)に従い、18世紀イングランドにおける刑事司法手続の在り方につき、とりわけ議会の弾劾手続(イングランドにおいては刑事司法手続の一種と位置付けられる)を念頭に置きつつ、検討を加えた。その結果、例えば、同時代の議会議事録というテキストそれ自体が、現在の我々が前提とするような逐語的・中立的なテキストではなく、複数の発行主体による複数のヴァージョンが存在し、個々の内容も極めて党派的なものであることが明らかになった。このような知見の一部は、「18世紀イングランドにおける議会討議録の性質」(「5. 主な発表論文等」, 後掲・学会発表)、 「Fact or Fiction: Parliamentary Reporting in Eighteenth-Century England」(後掲・学会発表)と題する学会報告において詳細に明らかにした。もっとも、これらの報告内容については、現段階では雑誌論文や著書というかたちで公刊するに至っておらず、速やかな公刊が急がれる。

なお、研究代表者は、研究期間の後半においては、18世紀イングランドにおいて著しい発展を遂げた刑事証拠法に関する検討も並行して行ったが、現段階では、それに関する研究成果を公刊するには至っていない(後代に至り英米法を継受した日本法につき、「違法性の承継論と毒樹の果実論」(後掲・図書)に所収のもの)と題する論文を公刊したものの、そこでは、英米法につき若干の言及を行うにとどまった。こちらについても、速やかな公刊が急がれる。

(2) 次に、研究分担者による研究成果については、各々の専攻分野が多岐にわたることから、各々の研究成果は、必ずしも刑事司法手続に限定されることなく、各々の専門分野に従い、法、政治、経済、哲学、文学における党派的な言説の在り方全般に及ぶこととなった。

研究分担者・大内は、18世紀イングランドにおける最も重要な法律書(law treatise)の1つであり、後代のイングランド及びアメリカ合衆国における理論と実務に多大な影響を与えた

William Blackstone の Commentaries on the Laws of England を素材として、同時代における law treatise というテキストの性質及び構造、テキストの成立を基礎付ける背景事情、想定される読者層、後代における受容の在り方等につき、詳細な分析・検討を行った。

研究分担者・犬塚は、とりわけ、政治思想としての歴史叙述という観点から（歴史叙述という行為に対して政治思想が及ぼす影響という観点から）、18 世紀後半のイングランドにおける代表的な政治家・思想家の 1 人である Edmund Burke 等のテキストを素材として、政治思想史の方法論に関する論文や図書を公刊した。また、研究期間の途中から参加した研究分担者・鹿子生は、18 世紀イングランドにおける政治思想の展開にも少なからぬ影響を与えた Francesco Guicciardini のテキストを素材として、共和政（イングランドにおける立憲君主制としばしば比較される）に関する言説の在り方につき、研究成果を公刊した。

研究分担者・古谷は、18 世紀イングランドにおける代表的な経済学者の 1 人である James Steuart のテキストを素材として、同時代における金融戦争や貨幣論の構造や、後代における議論（例えば Karl Marx による貨幣論）との関係につき、詳細な分析・検討を行った。

研究分担者・岩田は、18 世紀イングランドにおける各種の演劇作品や（時代は遡るものの 18 世紀イングランドにおいても常に参照された）William Shakespeare の演劇作品を素材として、演劇作品が刑事裁判や議会演説が多くの共通項を持つこと（党派的な言説の影響を大きく受けていること）を明らかにした。また、研究分担者・大河内は、18 世紀イングランドにおける重要な思想家である David Hume や Bernard Mandeville のテキストを素材として、フィクション論及び美学史・哲学史の観点から、本研究課題に切り込む論考を公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 23 件) これらのうち主要なものは下記のとおり

Miki IWATA, “Brothers Lost, Sisters Found: The Verbal Construction of Sisterhood in Twelfth Night,” Shakespeare Studies, Vol. 57, 19-33 (2019)〔査読有〕

Sho OKOUCHI, “David Hume’s Theory of Fiction,” 東北大学文学研究科研究年報 68 巻 65-81 頁 (2019)〔査読無〕

犬塚元「歴史の理論家としてのポーコック——その知的軌跡における政治・多元性・批判的知性の擁護」思想 1117 号 129-159 頁 (2017)〔査読無〕

大内孝「『イングランド法釈義』第 2 巻分析の諸相——ブラックストン『イングランド法釈義』全訳作業ノートから (7)」法学 82 巻 1 号 71-105 頁 (2018)〔査読無〕

鹿子生浩輝「思慮ある民主制——グイッチアルディーニの『対話』」法学 82 巻 1 号 1-33 頁 (2018)〔査読無〕

〔学会発表〕(計 29 件) これらのうち主要なものは下記のとおり

① Yutaka FURUYA, “Marx on Steuart’s ‘Money of Account,’” The 45th Annual Meetings of the History of Economics Society, 2018

② 岩田美喜「『あわれ彼女は娼婦』に見る 男女の双子 という幻想の終わり」(第 57 回シェイクスピア学会, 2018 年)

③ 犬塚元「いつまでスキナー頼みか——ケンブリッジ学派以後の政治思想史方法論」(日本政治学会研究大会, 2018 年)

④ 井上和治「違法性の承継論と毒樹の果実論」(日本刑法学会仙台部会, 2018 年)

⑤ 鹿子生浩輝「ルネサンス・フィレンツェの政治思想——マキャヴェッリとグイッチアルディーニの共和国理論」(政治思想学会, 2017 年)

⑥ Kazuharu INOUE, “Fact or Fiction: Parliamentary Reporting in Eighteenth-Century England,” The 56th Meeting of the Study Group for Economic Thought, 2016

⑦ Sho OKOUCHI, “David Hume’s Theory of Fiction,” The 56th Meeting of the Study Group for Economic Thought, 2016

◎井上和治「18世紀イングランドにおける議会討議録の性質」(東京大学大学院法学研究科 Valla 研究会, 2015 年)

〔図書〕(計 8 件) これらのうち主要なものは下記のとおり

①酒巻匡ほか〔井上和治〕『井上正仁先生古稀祝賀論文集』(2019 年), 924 頁

②中澤信彦, 桑島秀樹, 犬塚元ほか『パーク読本』(2017 年), 293 頁

③岩田美喜『兄弟喧嘩のイギリス・アイルランド演劇』(2017 年), 350 頁

④Masatoshi KIMURA, Miki IWATA, et al., *London and Literature, 1603-1901* (2017), 161 pages

〔その他〕

特になし

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名: 犬塚 元

ローマ字氏名: INUZUHA, Hajime

所属研究機関名: 法政大学

部局名: 法学研究科

職名: 教授

研究者番号(8桁): 30313224

研究分担者氏名: 古谷 豊

ローマ字氏名: FURUYA, Yutaka

所属研究機関名: 東北大学

部局名: 経済学研究科

職名: 教授

研究者番号(8桁): 00374885

研究分担者

研究分担者氏名: 大河内 昌

ローマ字氏名: OKOUCHI, Sho

所属研究機関名: 東北大学

部局名: 文学研究科

職名: 教授

研究者番号(8桁): 60194114

研究分担者氏名: 岩田 美喜

ローマ字氏名: IWATA, Miki

所属研究機関名: 立教大学

部局名: 文学研究科

職名: 教授

研究者番号(8桁): 50361051

研究分担者氏名: 大内 孝

ローマ字氏名: OUCHI, Takashi

所属研究機関名: 東北大学

部局名: 法学研究科

職名: 教授

研究者番号(8桁): 10241506

研究分担者

研究分担者氏名：鹿子生 浩輝
ローマ字氏名：KAKOO, Hiroki
所属研究機関名：東北大学
部局名：法学研究科
職名：教授
研究者番号（8桁）：10336042

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。